

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の改正について

要旨

県は、「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」（以下「条例」という。）により、**法等の規制対象を広げて（横出し）公害規制を行っている。**

同条例施行規則（以下「規則」という。）で定めている基準値は関係法令で定める基準値を準用しており、今般、**環境基本法に係る土壤環境基準及び地下水環境基準が改正されたことから、規則で定める基準を改正するもの。**

1 経緯

- (1) 平成 28 年 3 月に環境基本法に係る土壤環境基準及び地下水環境基準が改正され、**土壤環境基準にクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）及び 1,4-ジオキサンを追加し、地下水環境基準の塩化ビニルモノマーの項目名をクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）に変更する旨**公布された。
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日に施行される。

2 変更案

法改正に伴い、規則における土壤及び地下水環境基準について所要の整理を行い、規則改正を行ったうえで、**法律と同じく平成 29 年 4 月 1 日に施行することとする。**

- (1) 規則改正は以下の 2 件である。別表の新旧対照表は次ページのとおり。
 - ア 条例第 33 条及び 35 条関係の別表第 16「土壤の基準値及び測定方法」の一部
 - イ 条例第 33 条及び 35 条関係の別表第 17「地下水の基準値及び測定方法」の一部
- (2) スケジュール案

平成 29 年 1 月	岩手県環境審議会水質部会で諮問
平成 29 年 2 月	岩手県環境審議会に報告
	公布（4 月 1 日までは周知期間を設ける）
平成 29 年 4 月	1 日施行

3 規則改正への対応等

- (1) 条例第 68 条により、**健康有害物質取扱者は、土壤又は地下水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならないと定められている。**この測定結果については、各保健福祉環境部等が立入の際に確認できる体制である。
- (2) 今回は土壤環境基準の改正に伴い、規則別表 16 にクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）及び 1,4-ジオキサンが追加されるが、**県内に取扱事業者はいない。**

別表第 16		別表第 17	
変更前	変更後	変更前	変更後
カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物
シアン化合物	シアン化合物	シアン化合物	シアン化合物
有機りん化合物	有機りん化合物	鉛及びその化合物	鉛及びその化合物
鉛及びその化合物	鉛及びその化合物	6価クロム化合物	6価クロム化合物
6価クロム化合物	6価クロム化合物	ひ素及びその化合物	ひ素及びその化合物
ひ素及びその化合物	ひ素及びその化合物	水銀及びアルカリ水銀 その他の水銀化合物	水銀及びアルカリ水銀 その他の水銀化合物
水銀及びアルカリ水銀 その他の水銀化合物	水銀及びアルカリ水銀 その他の水銀化合物	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物
アルキル水銀	アルキル水銀	ポリ塩化ビフェニル	ポリ塩化ビフェニル
ポリ塩化ビフェニル	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	トリクロロエチレン
トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン
テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ジクロロメタン
ジクロロメタン	ジクロロメタン	四塩化炭素	四塩化炭素
四塩化炭素	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエタン
1,2-ジクロロエタン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン
1,1-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン
1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	1,3-ジクロロプロペン
1,3-ジクロロプロペン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	チウラム
チウラム	チウラム	シマジン	シマジン
シマジン	シマジン	チオベンカルブ	チオベンカルブ
チオベンカルブ	チオベンカルブ	ベンゼン	ベンゼン
ベンゼン	ベンゼン	セレン及びその化合物	セレン及びその化合物
セレン及びその化合物	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物	ほう素及びその化合物
ほう素及びその化合物	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
ふっ素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物	アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物
	塩化ビニルモノマー※ (0.002mg/L)	塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマー※
	1,4-ジオキサン (0.05mg/L)	1,4-ジオキサン	1,4-ジオキサン

※変更箇所は下線部分。規則改正案については、水質部会終了後、法務担当部署と協議のうえ決定する。

塩化ビニルモノマーの名称をクロロエチレンに変更することについては、表中ではなく、備考欄で対応する。